

## 返済緩和の条件変更対応について

震災の影響により、既存借入金の返済に支障が生じている中小企業の皆さまに対し、以下のとおり返済緩和の条件変更を応急的に対応します。

<具体的な対応の内容>

据置期間	6ヶ月以内 ※当面の据置期間として6ヶ月以内の条件変更に対応します。
必要書類	① 条件変更依頼書 ② 条件変更申込書 ※条件変更対応時に通常徴求している事業計画書、資金繰表等の書類は基本的に不要とします。
経営支援	据置期間内に事業の継続、改善に向けた取組みをサポートするため、当協会の「専門家派遣事業」(通称：専門家派遣サービス・ファイブ) (※)を積極的にご活用ください。  (※) 専門家派遣サービス・ファイブとは 中小企診断士、税理士、弁護士、司法書士、社会保険労務士の5つの士業の専門家を無料で派遣する制度です。
据置期間後の対応	中小企業のお客様の実情に合わせ、再度の元金据置の条件変更を含め柔軟に検討します。

(お問合せ窓口)

熊本県信用保証協会

保証事務課 藤本、赤星

経営支援第2課 太田、立山

TEL 096-375-2000